

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定納付受託者の指定【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】2
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】3

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】9
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】10
- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】12

### ◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】13

北九州市告示第249号

各区役所市民課等の窓口における証明書発行手数料等の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月6日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
Jペイメントサービス株式会社	福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号	令和5年4月1日	令和5年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第 250 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 6 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞆ヶ谷競技場 高炉台球場 都島球場 北九州市立若松武道場	公益財団法人 北九州市スポーツ協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡東区八王子町 4 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 30 日まで
北九州市立新門司庭球場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司球技場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ 理事長 靱井 徹	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号	
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株式会社 代表取締役社長 田中亮一郎	北九州市小倉北区三萩野二丁目 10 番 1 号	
桃園球場 桃園運動場	スピナ・シンコースポーツ	北九州市八幡東区平野二丁	

<p>桃園庭球場 北九州市立大谷球場 北九州市立桃園市民プール</p>	<p>共同事業体 共同事業体代表者株式会社 スピナ 代表取締役 野寄武秀</p>	<p>目 1 1 番 1 号</p>
<p>的場池体育館 的場池球場 ひびきコスモス運動場 北九州市立若松庭球場 北九州市立若松球場 北九州市立若松球技場 曾根臨海運動場</p>	<p>株式会社スピナ 代表取締役 野寄武秀</p>	<p>北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号</p>
<p>文化記念プール 文化記念公園管理棟 文化記念運動場 文化記念庭球場</p>	<p>九州林産株式会社 代表取締役社長 中島 豊</p>	<p>福岡市南区野間三丁目 7 番 2 0 号</p>
<p>北九州市立新門司体育館 北九州市立門司体育館 北九州市立小倉北体育館 北九州市立小倉南体育館 門司球場 北九州市立門司青少年体育館 大里柔剣道場</p>	<p>北九州スポーツネットワーク協同事業体共同事業体代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役 室田健志</p>	<p>東京都品川区東品川四丁目 1 0 番 1 号</p>

北九州市立門司弓道場 北九州市立小倉南武道場 北九州市小倉南庭球場 北九州市立新門司温水プール 大里プール 和布刈塩水プール 紫川河畔庭球場 紫川河畔プール 城野体育館		
本城陸上競技場 本城運動場 本城球場	スポーツパークパートナーズ本城共同事業体 共同事業体代表者 日本体育施設株式会社 九州営業所 所長 神倉正法	福岡市南区大池一丁目23番15号
北九州市立浅生スポーツセンター	戸畑スポーツコミュニティ共同事業体 共同事業体代表者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ北九州事務所 所長 重中一人	北九州市小倉北区砂津二丁目11番23号
北九州スタジアム	株式会社ウインドシップ北	北九州市小倉北区米町二丁

	九州 代表取 締役 竹中休 義	目 2 番 1 番
北九州市立門司庭 球場 田野浦庭球場	門司庭球協会 会長 柗山 幸志郎	北九州市門司 区清見一丁目 1 7 番 1 2 - 1 0 4 号
北九州市門司弓道 場	大里弓道場会 運営委員会 会長 西原邦 男	北九州市門司 区大里東一丁 目 4 番 8 号
北九州市立門司青 少年体育館	門司青少年体 育館運営委員 会 委員長 吉永高敏	北九州市門司 区東門司一丁 目 1 番 2 4 号
大里柔剣道場	大里柔剣道場 運営委員会 委員長 中島 慎一	北九州市門司 区不老町一丁 目 1 番 4 号
勝山弓道場	勝山弓道場運 営委員会 会 長 杉原義勝	北九州市小倉 北区城内 4 番
北九州市立小倉北 柔剣道場	小倉北柔剣道 場運営委員会 会長 倉本 賢一	北九州市小倉 北区田町 1 4 番 1 9 号
三萩野体育館	特定非営利活 動法人 北九 州市レクリエ ーション協会 会長 柏木康 彦	北九州市小倉 北区三萩野三 丁目 3 番 1 号
三萩野庭球場	三萩野庭球場 運営委員会	北九州市小倉 北区三萩野三

	会長 玉木昭 和	丁目 3 番 2 号
北九州市立曾根体育館	曾根体育館運営委員会 会長 岩木憲治	北九州市小倉 南区下曾根四 丁目 2 2 番 2 号
吉田太陽の丘庭球場	太陽の丘公園 管理運営委員会 会長 齋藤 博	北九州市小倉 南区中吉田二 丁目 1 0 番
北九州市立若松武道場	若松武道場弓 道場管理委員会 会長 吉竹 康年	北九州市若松 区古前一丁目 1 番 2 号
北九州市八幡東柔剣道場	八幡東柔剣道 場運営委員会 会長 日名 子 公	北九州市八幡 東区尾倉二丁 目 8 番 3 4 号
北九州市立香月スポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活 動法人香月・ 千代スポーツ クラブ 会長 陣内祥充	北九州市八幡 西区香月西四 丁目 1 番 1 号
北九州市立城山体育館 北九州市立城山庭球場 北九州市立城山球場 城山緑地アーチェリー場	特定非営利活 動法人北九州 スポーツクラ ブ A C E 理 事長 上村英 樹	北九州市八幡 東区昭和一丁 目 1 番 5 号
北九州市立八幡西柔剣道場	八幡西柔剣道 場運営委員会 会長 岡田	北九州市八幡 西区則松七丁 目 1 6 番 4 5

	滋	号
北九州市立黒崎体育館	黒崎体育館運営委員会 会長 平山禄祐	北九州市八幡西区藤田四丁目1番1号
の場池弓道場	の場池弓道場運営委員会 会長 四位一成	北九州市八幡西区の場町1番2号



北九州市公告第 371 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 5 年 6 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区朽網東五丁目 2 1 8 番 8、2 1 8 番 2 5 から 2 1 8 番 3 3 まで、2 5 7 番 1 及び 2 5 7 番 1 8 から 2 5 7 番 5 7 まで	北九州市小倉北区下到津四丁目 9 番 2 号 東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通

北九州市公告第372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年6月6日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン若松ショッピングセンター  
北九州市若松区二島一丁目3番103ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
グリーンプラザ開発株式会社  
福岡県中間市上蓮花一丁目2番1号  
代表取締役 小林 祐馬
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 廃棄物等の保管施設の位置  
ア 変更前 廃棄物等保管施設1 20立方メートル  
廃棄物等保管施設2 20立方メートル  
廃棄物等保管施設3 8立方メートル  
計 48立方メートル  
イ 変更後 廃棄物等保管施設1 8立方メートル  
廃棄物等保管施設2 8立方メートル  
廃棄物等保管施設3 16立方メートル  
廃棄物等保管施設4 16立方メートル  
計 48立方メートル
- 4 変更する年月日  
令和6年1月30日
- 5 変更する理由  
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日  
令和5年5月29日

## 7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号  
北九州市若松区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和5年10月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年10月10日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 373 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 6 日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 5 年 6 月 6 日 第 2 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区下富野五丁目 943 番 1、943 番 4、943 番 5 及び 943 番 17	6.00	22.50

北九州市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富増健次

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,595人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万6,623人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,708人

小倉北区 5万2,722人

小倉南区 5万7,664人

若松区 2万2,315人

八幡東区 1万8,066人

八幡西区 6万9,071人

戸畑区 1万5,819人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
12万9,957人